

令和８年度（２０２６年度）熊本県見守り付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業補助金
交付要項

（趣旨）

第１条 知事は、県内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号。以下、「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成２９年国土交通省令第６３号。以下、「省令」という。）、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（平成２９年４月２６日国住備第１４号。以下「要綱」という。）に基づき、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を供給するため住宅の改良を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定義）

第２条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 住宅確保要配慮者 法第２条第１項に規定する住宅確保要配慮者をいう。
- （２） セーフティネット登録住宅 法第８条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（市町村有住宅を含む。）で熊本県内に所在するものをいう。
- （３） セーフティネット専用住宅 法第９条第１項第７号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（市町村有住宅を含む。）で熊本県内に所在するものをいう。
- （４） 居住サポート住宅 法第４０条第２項第二号に規定する居住安定援助賃貸住宅（市町村所有住宅を含む）で熊本県内に所在するものをいう。
- （５） 居住支援法人 法第４０条に規定により知事が指定した住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。
- （６） 居住支援協議会 法第８１条第１項に規定する熊本県住宅確保要配慮者居住支援協議会及び県内市町村が設立した住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。
- （７） 収入 法第２条第１項第１号に規定する収入をいう。
- （８） 高齢者 ６０歳以上の者をいう。
- （９） 賃貸人 本事業で改修した住宅又は住戸を賃貸する事業を行う者及び当該住宅又は住戸を転貸する事業を行う者

（補助対象となる住宅の要件）

第３条 この要項による補助の対象となるセーフティネット専用住宅又は居住サポート住宅は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- （１） 入居世帯（被災者世帯を除く。）の収入が３８万７千円以下であること。
- （２） 家賃の額を近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない水準以下で定めるものであること。
- （３） 改修後のセーフティネット専用住宅について、入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲に「高齢者」を含んでいること。
- （４） 改修後の居住サポート住宅について、入居者は「高齢者」とすること。
- （５） 本要項に基づく補助事業を完了した後、セーフティネット専用住宅又は居住サポート住宅としての管理の期間が１０年以上であること。ただし、次のイからハまでに掲げる要件に適合する場合についてはこの限りではない。

イ 補助事業による改修を行った後、セーフティネット専用住宅として管理を開始し、最初の入居

者は住宅確保要配慮者とすること

ロ 管理開始から10年間は、入居者が退去した場合には、次の入居者は住宅確保要配慮者を募集することとし、不動産ポータルサイトに掲載して募集したものの2か月以上入居がない場合であること

ハ ロにおいて、住宅確保要配慮者以外の者を入居させた場合においても、本要項に基づき改修に要する費用の補助を受けてから10年以上の期間、セーフティネット登録住宅として管理すること

(6) 賃貸人は、改修後のセーフティネット専用住宅、又はセーフティネット登録住宅において、入居者が住宅確保要配慮者である場合、管理開始から10年間は居住支援法人による原則1日1回の見守り（機器による見守りを含む。以下、「見守り」という。）を実施すること。

(7) 賃貸人は、入居者が不正の行為によって対象住宅に入居したときは、当該住宅に係る賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とすること。

(8) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年国住整第160号）第2条第26号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅、老人福祉法（昭和38年法律第123号）第5条の3に規定する老人福祉施設、同法第29条第1項に規定する優良老人ホーム及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助に係る共同生活住居その他これらに類するものでないこと。

(9) 法第10条第1項に規定する登録基準に適合していること。なお、本事業による改修により適合することとなるものについては、適合しているものとする。

(10) 第4条別表1⑧に掲げる工事を行う場合にあっては、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けている住宅の改修に要する費用も本事業の対象とする。

（補助対象額、補助率及び補助限度額）

第4条 改修費補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項の申請書は別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 収支予算（決算）書（別記第3号様式）

(3) 実施設計書（付近見取図、配置図、各階平面図、その他補助対象工事内容がわかる図書）

(4) 工事内訳書

(5) 数量積算書

(6) セーフティネット専用住宅の登録通知書及び登録申請書の写し

(7) 居住サポート住宅の居住安定援助計画認定通知書及び認定申請書の写し

(8) 見守りを実施する居住支援法人の指定書の写し又は居住支援協議会の定款の写し

(9) 確認済証の写し（本事業で建築確認申請が必要な場合に限る。）

(10) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出は、補助対象に係る工事（以下、「工事」という。）の着手前に行うものとし、その提出部数は、1部とする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金の額に変更が生じる内容の変更
- (2) 補助金の額に変更が生じない内容の変更

2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、第6条第2項各号に掲げる図書のうち、変更に係るものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(事業の中止及び廃止)

第9条 事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)申請書(別記第8号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、事業中止(廃止)承認通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(完了期日の変更)

第10条 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、次の各号に掲げる書類を添付して未完了報告書(別記第10号様式)を知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施状況表(別記第11号様式)
- (2) 工事の工程表
- (3) 工事の現況写真

第11条 規則第11条の規則による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 報告時点 3月末現在
- (2) 報告期限 翌月の5日まで

2 前項の状況報告は(別記第12号様式)によるものとし、その提出部数は、1部とする。

(実績報告書)

第12条 規則第13条の実績報告は、別記第13号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実績書(別記第14号様式)
- (2) 収支決算書(別記第3号様式)
- (3) 工事契約書の写し
- (4) しゅん工写真

3 第1項の実績報告書の提出期限は、完了の日から起算して15日を経過した日、又は事業の完了した日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い日までとし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第15号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第14条 規則第16条第1項の請求書は、別記第16号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第15条 規則第23条に規定する別に定める期間は10年とする。

(入居状況報告等)

第16条 事業者は、補助金の交付を受けたセーフティネット専用住宅(以下、対象住宅)について、補助事業が完了した日に既に入居者が決定しているとき、補助事業が完了した後入居者が決定したとき、又は補助事業完了後10年間に新たな入居者が決定したときは、入居決定報告書(別記第17号様式)に必要な書類を添付して知事に提出するものとし、その提出部数は、1部とする。

2 事業者は、対象住宅について、補助事業が完了した翌年度から10年間は、毎年5月30日までに前年度の3月31日現在の入居状況について、入居状況報告書(別記第18号様式)を知事へ提出するものとし、その提出部数は、1部とする。

(事業の承継)

第17条 事業者の地位を継承しようとする者は、承継の原因となる事由が生じた場合に、速やかに知事に承継承認申請書(別記第19号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合で、事業者の地位の承継を認めたときは、申請者に承継承認通知書(別記第20号様式)により通知するものとする。

(登録の抹消等)

第18条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還等知事が必要と認める措置に応じなければならない。

(1) 法第15条の規定により法第8条の登録が抹消されたとき

(2) 法第44条第3項の規定により法第40条第1項の認定に係る居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するとき

(3) 法第56条の規定により法第40条第1項の認定が取り消されたとき

(個人情報の保護)

第19条 事業者及び事業者と連携して見守りを実施する居住支援法人等は、本事業により得た個人情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者及び事業者と連携して見守りを実施する居住支援法人等は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(雑則)

第20条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和8年(2026年)6月16日から施行する。